

トランプ関税対策として重要な「原産地」

◆トランプ大統領が、日米合意を履行する大統領令を発出

2025年9月4日、米国トランプ大統領は、関税措置などに関する日米合意を履行する大統領令を発出した。日米両国は7月に相互関税率と自動車・同部品関税率を下げる旨合意したが、米国が大統領令を発出しなかったため、修正税率は適用されていなかった。今回の大統領令によって、相互関税と自動車・同部品関税はともにMFN税率（基本税率）と合計して15%となり、MFN税率が15%以上の場合は追加関税を課されなくなる。なお、相互関税の超過納税分は還付される予定だ。

表1は、現在トランプ政権が発動している主な追加関税措置である。根拠法で分けると、IEEPA（国際緊急経済権限法）、1962年通商拡大法232条、1974年通商法301条の3つが主なもので、今回の大統領令はIEEPAに基づく相互関税と232条に基づく自動車関税に関するものだ。他にもフェンタニル関税や鉄鋼・アルミ関税などがあり、対象品目や国・地域が全世界規模に広がっていることが分かる。品目によっては、複数の追加関税が累積される場合があるため注意が必要だ。

表1：発動中の主なトランプ関税（25年10月6日現在）

名称	根拠法	内容	目的
ベースライン関税	IEEPA (国際緊急経済権限法)	全世界の原産品に10%の追加関税賦課（現在は一部の国のみ）	国内産業保護・回帰、税収確保
相互関税 (上乘せ関税)	IEEPA (国際緊急経済権限法)	貿易赤字の大きい国・地域の原産品を対象に個別に賦課	相手国の貿易上の非相互的待遇の是正、貿易赤字是正
フェンタニル関税	IEEPA (国際緊急経済権限法)	中国原産品に20%、カナダ原産品に35%、メキシコ原産品に25%	合成麻薬（フェンタニル）や不法移民の流入防止
自動車関税	1962年通商拡大法232条	国・地域ごとに自動車・同部品に個別賦課	自動車産業の米国内回帰・保護（特に安全保障の観点）
鉄鋼・アルミ関税	1962年通商拡大法232条	鉄鋼・アルミに世界一律50%の追加関税賦課	鉄アルミ産業の米国内回帰・保護（特に安全保障の観点）
銅関税	1962年通商拡大法232条	銅・銅の派生品に世界一律50%の追加関税賦課	銅産業の米国内回帰・保護（特に安全保障の観点）
301条関税	1974年通商法301条	中国原産品に7.5%～100%を追加賦課	相手国の不公正貿易措置の是正、貿易赤字の是正

出所：各種資料をもとに筆者作成

◆トランプ関税の税率は輸出地ではなく「原産地」で決まる

では、具体的にどの位の関税率が追加賦課されるのであろうか。例えば自動車

部品には25%の232条関税が課され、鉄鋼・アルミ・銅には50%の232条関税が課される。注意すべきは中国で、232条関税の他に20%のフェンタニル関税と最大100%の301条関税が合算される。つまりトランプ関税率は総じて高く、国・地域・品目によって大きな税率差が出るということだ。なお、日本とEUの自動車関税は、対米交渉の結果、MFN税率を含めて15%で最終決定している（表2）。

ここで重要なのが、「原産地（国・地域）」という概念だ。「米国が日本に対して15%の追加関税を課す」といった表現を耳にすることがあるが、正確には日本の「原産品」に対して追加関税を課すということであり、日本からの輸入品が直ちに15%追加関税の対象になるわけではない。仮にCBP（米国税関・国境取締局）が日本から輸入した自動車部品を「中国原産品」と判断すれば、中国原産品向けの追加関税率が適用されるということだ。

表2：主要国・地域原産品への追加関税率（25年10月6日現在） 出所：各種資料をもとに筆者作成

		日本	EU	中国	カナダ	メキシコ
自動車・同部品	232条関税	15%①	15%①	25%	25%④	25%④
	フェンタニル関税			20%		
	301条関税			7.5%～100%		
鉄鋼・アルミ	232条関税	50%	50%	50%	50%	50%
	フェンタニル関税			20%		
	301条関税			7.5%～100%		
銅	232条関税	50%	50%	50%	50%	50%
	フェンタニル関税			20%	35%⑤	25%⑦
	301条関税			7.5%～100%		
上記（自動車・部品、鉄アルミ、銅）以外	相互関税	15%②	15%②	10%③	⑥	⑥
	フェンタニル関税			20%	35%⑤	25%⑦
	301条関税			7.5%～100%		

注①：MFN税率と合計して15%、MFN税率が15%以上の品目については追加関税を賦課せず

注②：注①と同じ、ただし8月7日に遡って払いすぎた関税は還付

注③：米国東部時間11月10日午前0時1分まで追加関税24%賦課を延期中

注④：USMCA適合品は非米国原産部分のみ追加関税賦課、同部品は関税適用プロセス確立まで賦課免除

注⑤：USMCA適合品は賦課せず

注⑥：フェンタニル関税課税中は相互関税を賦課せず、フェンタニル関税終了後はUSMCA適合品は賦課せず（非適合品は12%）

注⑦：USMCA適合品は賦課せず、30%への引き上げを10月31日まで延期中

* 注意：232条関税、フェンタニル関税、相互関税、301条関税ごとに、対象外品目・独自ルールがあるため要確認

◆ 原産地判定には国際ルールがなく、輸入国のルールに従う

従って、米国と輸出取引を行う事業者は、関税額を把握して適切な輸出価格を設定するためにも、円滑な輸入通関に資するためにも、取引品目の原産地を判定しておく必要がある。品目の原産地は「原産地規則」と呼ばれるルールによって

判定されるが、世界共通のルールは存在せず、FTA（自由貿易協定）・EPA（経済連携協定）や世界各国・地域が、独自のルールを定めている（表3）。なお、FTA・EPAが定める規則を「特惠原産地規則（以下、特惠規則）」、それ以外の各国・地域が定める規則を「非特惠原産地規則（以下、非特惠規則）」と呼ぶ。

近年では、FTA・EPAの増加に伴って、税率の低い特惠関税を利用する事業者が増えている。輸出先の関税率を下げることは事業拡大につながる可能性があり、結果として特惠規則に注目が集まっている。特惠規則を解説する書籍やコンサルティング会社も多く、公的機関でも研修会などを実施している。一方、非特惠規則は、輸入品へのMFN税率の適用や貿易統計作成などが主な利用目的であり、特惠規則と比べて大きく注目されてこなかった。WTO協定は、WTO加盟国から輸入する同一品目に対して、同じ関税率の適用を義務付けているため、事業者にとって原産地判定の重要性が、さほど大きくなかったためと思われる。

表3：原産地規則の種類

種類	目的
特惠原産地規則	<ul style="list-style-type: none"> ・自由貿易協定（FTA）、経済連携協定（EPA）の特惠関税の適合判定 * FTAやEPAが原産地規則を定める
非特惠原産地規則	<ul style="list-style-type: none"> ・特惠関税供与以外の全ての目的に関するもの * 各国・地域が原産地規則を定める 例) 貿易統計の作成、消費者保護の観点での原産地表示 例) 貿易救済措置、数量制限措置などの対象物品の確定 例) MFN税率適用、米国であればトランプ関税の税率適用

出所：各種資料をもとに筆者作成

◆トランプ関税で脚光を浴びる「非特惠原産地規則」

ところが17年にトランプ政権が誕生し、米中貿易紛争が勃発すると、にわかに非特惠規則が注目されるようになった。米国が中国に対して発動した301条関税は、分類上、非特惠関税であり、原産国を米国の非特惠規則で判定するためだ。仮にCBPが輸入品を中国原産と判断すれば、輸出地に関わらず301条関税が追加賦課され、輸入者は多額の関税を納付することになる。それでも第1次トランプ政権では、結果として追加関税の主な対象品が中国原産品と鉄鋼・アルミで落ち着いたため、特惠規則の重要性が全世界・全製品に浸透することはなかった。

これに対し第2次トランプ政権では、発動理由を合成麻薬や不法移民の流入防止、自動車や医薬品産業などの保護・国内回帰にまで広げ、全世界規模で相互関

税を発動するなど、第1次政権より対象品・国・地域を拡大している。国ごとの税率差が大きく、徴税額も増えていることから、CBPは厳格に原産地を判定していくと思われ、事業者としては非特惠規則に一層注目すべきといえるだろう。

ちなみに米国の非特惠規則は、多くの国・地域やFTA・EPAが採用する「関税分類変更基準」や「付加価値基準」ではなく、1940年代に確立した「実質的変更基準」を原産地の主な判定基準として採用している。[実質的変更基準](#)とは、ある国で生産や加工が行われた結果、原材料が「新しい名称・性質・用途」を持つ製品へ変化した場合に原産地とするものだ。HSコードを使う関税分類変更基準や会計データを使う付加価値基準と違い、定義があいまいで客観性に乏しく、さらにCBPは過去の判例・事例を重視するため、事前対策は必須といえよう。

◆輸出事業者としてやるべきことは

では、米国関税リスクを軽減するため、輸出事業者としてどのような事前対策が考えられるだろうか。

まずは米国の非特惠規則の再確認である。参照すべきは「[連邦規則集（CFR）第19巻第134条](#)」や過去判例などだが、米国外の輸出者にはややハードルが高いため、米国の輸入者に相談することが考えられる。輸入者は通関業者に輸入申告内容の確認・相談が出来るため、輸出者は輸入者に対し、輸入申告用の製品情報を渡すタイミングなどで、原産地判定に関する確認をしておくのも良いだろう。

CBPによる事前教示制度の活用も有益だ。事前教示制度とは、輸入者などが輸入貨物のHSコードや課税価格、原産地などについて、輸入当局から法的解釈を事前確認できる制度のことだ。CBPの事前教示によって日本原産であることが確認できれば、追加関税リスクは軽減されることになるため、事前教示制度の活用価値は大きい。ただし事前教示は回答までに一定の日数を要するため、この点には注意が必要だ。CBPはホームページで事業者からの[照会内容と回答を公開](#)しているため、このデータを分析することも有益だろう。

以上の検討の結果、輸出品への高関税賦課の潜在的リスクが把握できれば、顧客との円滑取引の観点から、輸出品（生産品）の部材調達先や加工地の変更などを検討すべきかもしれない。国・地域や製品に対する差別関税の拡大・常態化に備え、輸出者として出来る限りの対応をしておくべきであろう。 【田中雄作】